

## 令和3年度7月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年7月26日 午前9時30分～10時30分  
開催場所 所沢市役所 大会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について  
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

出席委員 1番 池田 正巳      2番 越阪部 勲      4番 内野 喜昭  
5番 糟谷 裕義      7番 池田 稔      8番 鈴木 浩之  
9番 見澤 幸一      10番 石井 一      11番 川口 浩  
13番 大館 浩一      15番 水村 英紀      17番 新井 祥穂

欠席委員 3番 越阪部 一      6番 増田 貴雄      12番 栗原 茂  
14番 石井 進      16番 本橋 与志喜

農業委員会事務局の進行により、所沢市がまん延防止等重点措置の対象区域になったことを受け一部委員には出席を控えていただき今回の総会を開催すること、また、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号10番 石井一委員 13番 大館浩一委員を指名いたします。

### 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北野二丁目の2筆と北野南二丁目の合わせて3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて8,098平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は利用権設定をしている借入地について所有権移転をするものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字松郷です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は992平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は大字南永井字窪野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は773平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号4番、所在地は大字南永井字窪野です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は19平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与によるものです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上の4件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の営農状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

申請番号2番について審議します。申請地及び受人の営農状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 続いて受人の農地の耕作状況について、下富地区担当の意見ををお願いします。

委員： 下富地区の農地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 続いて日比田地区担当の意見ををお願いします。

委員： 日比田地区の農地を確認したところ、適切に管理されております。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

- 議長： 申請番号2番については、全会一致により許可とします。  
申請番号3番、4番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。
- 委員： 異議なし。
- 議員： それでは、申請番号3番、4番について審議します。申請地及び受人の営農状況について地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号3番、4番について、意見、質問はありますか。
- 委員： 申請地は19平方メートルと狭い農地ですが、他人に贈与することについて何か理由があるのですか。
- 事務局： 申請番号3番の農地を売買による所有権移転を行うことになった経緯の中で、申請番号4番の農地も併せて所有権移転を行うことになったものです。
- 委員： 申請地は狭小ですが、元からこの形の農地ですか。
- 事務局： 申請地は渡人が相続により取得した農地で、南側に自己用住宅を建築した際の残地と思われま。市街化調整区域の自己用住宅については、開発行為の基準により上限面積が定められていることから、分筆によってこのような形になったと考えられます。
- 議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号3番及び4番について、許可でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号3番及び4番については、全会一致により許可とします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中富字松下です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は257平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は大字坂之下字北大谷戸の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて235平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を母から借り受け自己用住宅を建築するものです。なお、本件は農用地区域の除外案件です。

申請番号3番、所在地は大字城字十三部の2筆です。地目は登記、現況いづれも畑です。面積は2筆合わせて203.31平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は住宅用地です。権利事由は使用貸借権の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け自己用住宅を建築するものです。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

### 3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局

から説明をお願いします。

事務局： 「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字入間道です。現況地目は畑で、面積は1,994平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字中道です。現況地目は畑で、面積は1,488平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和3年9月1日から令和8年8月31日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は所沢新町の6筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は6筆合わせて6,417平方メートルです。2筆は以前からの使用貸借契約を更新し、4筆は新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年8月1日から令和6年7月31日までの3年間です。

以上の3件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。

委員： 受人は新規就農者ですか。

事務局： 新規就農者です。就農してから5年以上が経過し、現在は認定農業者の申

請を検討している方です。

委員： 何名で耕作しているのですか。

事務局： 受人と友人の2人で耕作しています。

委員： 特に新規就農者は作業場の確保が大変だと聞いていますが、受人の作業場はありますか。

事務局： 作業場はあると聞いています。

委員： 新規就農者が借受地に作業場を建築することは可能ですか。

事務局： 場所や規模にもよりますが、農地法及び他法令の許可要件を満たす場合は可能です。なお、借受地に設置する場合は所有者の承諾が必要となります。

議長： ほかに意見、質問がないようですので、申請番号3番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により決定とします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)

議長： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目です。現況地目は畑で、面積は1,623平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和3年8月1日から令和5年3月31日までの1年8か月です。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

#### 5 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について」は、1件の取消願がありました。

「報告事項6 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は、1件の証明をしました。

「報告事項7 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、1件の証明をしました。

「報告事項8 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出がありました。

以上です。

議長： 以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会した。